

教職校友会支部援助に関する内規

各支部の活動費用に充てるための経費を、別表1の支部援助基準に従い、校友会から交付する。交付を希望する場合は、別表2の書式に次の必要書類を添付の上、教職校友会事務局へ申請すること。

なお、支部総会を開催する支部には校友会より20,000円がお祝い金として贈られるので、別表3の開催通知を教職校友会事務局に提出のこと。

申請に必要な書類

- 1 支部会員名簿（会員の氏名・住所等の連絡先および会員の所属する学校の分かるもの）

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

支 部 援 助 基 準	
住所・所属学校判明の会員数により	
100人以下	10,000円／年
101人～200人	30,000円／年
200人以上	50,000円／年